豊かな海を育む美保関協議会規約

（設置）

第１条　本市における気候変動対策による豊かな海への（水産・地域振興）取り組みを推進するため、「豊かな海を育む美保関協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第２条　協議会は、水域資源の保全・活用の両立による経済循環の促進及び地域への愛着・誇りの醸成に資することを目的とする。

（事業内容）

第３条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1)　気候変動対策を目的としたワカメ養殖活動に関すること

(2)　藻場（漁場）の再生に関すること

(3)　地域の小学生等を対象とした環境学習に関すること

(4)　観光資源の活用に関すること

(5)　J-ブルークレジット®の取得と活用に向けた活動に関すること

(6)　その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

（組織）

第４条 協議会の会員は、第２条の目的に賛同し、その推進に取り組む者で組織する。

（役員等）

第５条 協議会には次の役員を置く。

(1)　会　長　１名

(2)　副会長　１名

2　第１項の役員は、会員の中から互選する。

3　第１項の役員は相互に兼ねることができない。

（役員等の責務）

第６条　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けた時はその職務を行う。

（役員等の報酬）

第７条　役員等は、無報酬とする。

（協議会）

第８条　協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し議長となる。

2　協議会の議決については、協議会出席者の過半数をもって議決とする。

（部会）

第 9 条　協議会は、第 2 条の目的を達成するため部会を設置できる。

2　部会は必要に応じて会長が招集し開催する。

3　部会に関して必要な事項は会長が別に定める。

（事務局）

第 10 条　協議会の事務局は、松江市環境エネルギー部環境エネルギー課に置く。

（その他）

第 11 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和 7 年 2 月 20 日から施行する。